2015 年 2 月 21 日（土）

均等論

1. 総説

均等論とは、特許権などの権利侵害事件の局面において、一定の要件を満たしていれば特許権の効力が及ぶ範囲を拡張することを認める理論をいう。

通常、侵害の疑いがもたれている製品について、対象特許の請求範囲と構成が異なる部分が存在すれば、その製品は「特許侵害ではない」と判断されるが、均等論が適用されると、製品を構成する技術の内容が一部異なっていても、同じ技術的範囲内にあるものと評価され、「特許侵害である」とされることがある。

均等論が成立するためには、ボールスプライン事件（最三小判平成 10 年 2 月 24 日民集 52 巻 1 号 113 頁）によって示された以下の 5 つの要件を満たす必要がある。

2. 均等論成立のための 5 要件

①相違部分が特許発明の本質的部分でないこと。
②置換後も特許発明の目的を達成でき、同じ作用効果を持つこと。
③他の構成に置き換えることが、製造等の時点において容易に考えられるものであること。
④対象製品・技術が、特許発明の出願時における公知技術と同一、または公知技術から容易に推考できたものではないこと。
⑤対象製品・技術が、特許発明の出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情がないこと。

※均等論を採用して権利侵害を認める場合を、**均等侵害**と呼ぶ

3. 事例検討

○事例 1

鋼製かステンレス製の包丁しかない時代に、刃の中心部に複数個の穴をあけることによって、切った物が刃に付着しにくいとの発明をした者がいたとする。特許請求の範囲には、当時存在した刃体全てを掲げる趣旨で、「鋼もしくはステンレスからなる刃体の中心部に複数個の穴をあける」と記載していたところ、出願後にセラミック製の包丁が登場したため、これを使用して刃体の中間部に複数個の穴をあけた包丁を製造する者が出現したとする。

⇒文言的には異なっている（「鋼もしくはステンレス」と「セラミック」）ため、特許権の侵害とはならないのか？

↓

○均等論成立要件の検討

①鋼及びステンレスの刃であるか、セラミックの刃であるかは、発明の本質から考えると重要部分ではない（「刃体の中央部に複数の穴をあけて、物がくっつきにくくする」という点が発明の本質的部分であると考えられる）
②刃の材質をセラミック製に換えることによって、発明の目的や作用効果に差異は生じない
③セラミック製の包丁を製造した時点では、発明にある鋼やステンレスの刃体の材質をセラミックに置き換えることは容易であったと言える
④セラミックを用いた刃体の中間部に複数個の穴のあいた包丁は、当然に特許出願時に容易推考ではなかったと言える
⑤刃体の材質を鋼やステンレスに限定したという事情はない

⇒よって、均等侵害が成立する

〇事例２

Ｘは、糖尿病のインシュリン治療等に使用される注射器や注射方法に関する研究開発の結果、注射液の調整方法についての発明（以下、「Ｘ発明」とする）をし、Ｘ発明について特許権を有している。Ｘ発明は、注射器内に２つの室を設け、薬剤を一方の室に、薬剤を溶解する液体を他方の室にそれぞれ分離収納し、注射する際に、注射器を操作して、薬剤を収納した室に薬剤を溶解する液体をゆっくりと流入させることによって薬剤を簡易に調節する注射液の調節方法に関するものである。

Ｘ発明は、薬剤を収納した室に薬剤を溶解する液体を流入させて注射液を調整する際に、「**注射器がその注射針部分を上にしてほぼ垂直に保持された状態**」にすることを構成要件の１つ（以下、「構成要件Ａ」とする）としている。

一方、Ｙは、薬剤とこれを溶解する液体とを２つの室にそれぞれ分離収納した注射器（以下、「Ｙ注射器」とする）を製造し、販売している。Ｙ注射器には、「**注射器がその注射針部分を水平からやや上向きにして保持された状態**」で注射液の調整を行うことを指示する取扱説明書が付されている。

Ｘ発明の構成要件Ａの技術的意義は、「**<u>注射液を調整する際に針先から液が漏れないようにする点</u>**」にあり、薬剤を収納した室に液体を流入させることには関係しないものであった。

⇒これも、文言的には異なっている（Ｘ発明：ほぼ垂直、Ｙ注射器：水平からやや上向き）ため、特許権の侵害とはならないのか？

①上記下線部が本質的部分であり、構成要件Ａは本質的部分ではない
②～⑤　省略
⇒均等侵害が成立する。

Cf. 特許法 101 条
次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。
４号　特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

■発展
　では、上記事例２において、Ｘ発明の構成要件Ａが、出願当初の特許請求の範囲には記載されておらず、拒絶理由通知を受けてされた補正により付加されたものであった場合において、構成要件Ａが、拒絶理由通知における拒絶理由を回避するために付加されたものであった場合はどうか？
⇒要件⑤を満たすかどうかの問題

〇要件⑤「特段の事情」の判断基準
＜知財高判平成 18 年 9 月 25 日＞
「特許請求を主張されている対象製品に係る構成が、特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたというには、特許権者が、出願手続において、当該対象製品に係る構成が特許請求の範囲に含まれないことを自認し、あるいは補正や訂正により当該構成を特許請求の範囲から除外するなど、当該対象製品に係る構成を明確に認識し、これを特許請求の範囲から除外したと外形的に評価しうる行動がとられていることを要すると解するべきであり・・・」

⇒本事例においては・・・
　構成要件Ａが、拒絶理由通知における拒絶理由を回避するために付加されたものであったときは、意識的に除外されたと言える。なぜなら、構成要件Ａを追加する補正により、Ｘは構成要件Ａ以外の構成を意識的に除外したと判断されるからである。

なお、構成要件Ａを追加して拒絶理由を回避できたということは、構成要件Ａが特許要件を充足する決め手になったということであり、構成要件Ａは特許発明の本質的部分にあたると考えられる。そこで、「注射器がその注射針部分を水平からやや上向きにして保持された状態」で注射液の調節を行うＹ注射器は、特許発明の本質的部分が異なると言えるため、本件では第１要件も満たさないと言える。